

松江市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年 3 月 28 日付け松江市監査委員告示第 5 号で公表した定期監査（公営企業会計）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 5 年 5 月 8 日

松江市監査委員 三島 康夫
松江市監査委員 安来 弘喜
松江市監査委員 石倉 徳章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 上下水道局（下水道事業会計）</p> <p>下水道使用料、受益者負担金及び分担金の過年度未収金については、分割納付等の支払相談に応じ、また所在不明者に対して住民票や戸籍附票の調査を実施するなど債権回収に努められている。今後は、滞納処分を前提とした財産調査等にも積極的に取り組み、滞納対策を一層強化されたい。</p>	<p>(1) 上下水道局（下水道事業会計）</p> <p>引き続き、文書、電話及び訪問による催告を行うとともに、住所が不明となった未納者については、住民票や戸籍附票の取得等により住所を調査し債権回収に努めます。</p> <p>また、自力執行権のある公共下水道使用料について、催告後も納付していただけない方には、納付相談等の状況を考慮した上で、預貯金調査を行い、滞納処分を実施します。</p>
<p>(2) 交通局（交通事業会計）</p> <p>交通系ICカードの利用率は、バスカードの販売及びバスカードによる高齢者割引が9月30日に終了したことやバスの乗り方教室を開催されたことなどにより上昇している。交通系ICカードは乗客の利便性向上につながるものであることに加え、その乗降実績は効率的な路線やダイヤを設定するための基礎資料となるものであるため、引き続き、市関係部局や民間バス事業者と緊密に連携し利用率向上に取り組まされたい。</p> <p>輸送の安全確保については、運輸安全マネジメント実施計画に基づき事故防止に努めているところであるが、今期も5件の有責事故が発生しており、このうち1件は車内で発生した有責人身事故である。今後も、乗務員の運転技術向上、安全意識改善に向けた研修を実施すると</p>	<p>(2) 交通局（交通事業会計）</p> <p>交通系 IC カードの利用率は、令和 4 年 3 月末の 17.4%から本年 2 月末時点で 46.0%まで上昇したものの、まだ低い状況には変わりないと考えています。</p> <p>交通系 IC カードの普及により、蓄積した乗降データを効率的な運行ダイヤへの改善や利用者の利便性が高い路線への変更等に活用できるようになるため、今後も市や民間バス事業者と緊密に連携し、その利便性を更に広く PR してまいります。</p> <p>輸送の安全確保については、引き続き運輸安全マネジメント実施計画に基づき、運転技術研修や机上研修を行う中で事故発生時の状況や講じるべき措置等、情報をフィードバックすることに加え、特に事故惹起者に対しては、事故要因となっている慣れによる思い込みや判断</p>

ともに、事故発生を抑止する体制構築に向けた取り組みを強化されたい。

の省略をしないよう重点的に指導を行います。

また、他の乗務員への体験乗車を新たに実施し、乗務員同士で確認し合うことにより、技術の研鑽、気づきの共有を図ることにより、事故発生を抑止できるよう取り組みを強化してまいります。